

116.03

識別番号付与に係る送付先の届出について

1. 法人の場合

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、「その主たる事務所の所在地にあるものとする。」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律4条)と規定されており、会社の住所は、「その本店の所在地にあるものとする。」(会社法4条)と規定されていること等から、識別番号付与請求書、願書等に記載する住所は、登記されている主たる事務所又は本店等の所在地としなければならない。

しかし、特許庁からの送達書類を主たる事務所又は本店等以外の部署で受領したい場合は、特許庁に送付先を届け出た場合に限り認めることとする。

- (2) 送付先を届け出る場合は、送付先住所変更届(書式第6)を提出することとする。

なお、送付先住所変更届により届け出た送付先の住所を抹消する場合は、送付先抹消届(書式第7)を提出しなければならない。

また、法人の住所が変更になり、送付先の住所も変更する場合は、住所変更届(特例施規様式第3)のほかに送付先住所変更届又は送付先抹消届も併せて提出することとする。

2. 個人の場合

- (1) 送達(郵便による送達)は、送達を受けるべき者の住所等においてすることが原則であるが、住所等が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障がある場合には、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(就業先)においてすることができ(特190条において準用する民訴法103条2項)、送達を受けるべき者があらかじめ就業先において送達を受ける旨の申出をした場合も同様である。

- (2) 就業先において送達を受ける旨を申し出る者は、就業先届出書(書式第8)を提出しなければならない。

(改訂平成23・11)